

2017年12月1日

独立行政法人 国際協力機構
理事長 北岡 伸一 殿

モザンビーク共和国
ナカラ回廊農業開発マスターplan策定支援プロジェクトに係る
異議申立審査役による調査報告書に対する意見書

農村開発部長
アフリカ部長
モザンビーク事務所長

1. 背景

2012年に開始した『ナカラ回廊農業開発マスターplan策定支援プロジェクト』(以下「プロジェクト」)は、モザンビーク北部のナカラ回廊地域で、持続可能な農業開発を通じて、小規模農家を中心とした地域住民の生計を向上させるための計画策定を目的としたものである。本プロジェクトでは、『国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)』(以下「環境社会配慮ガイドライン」)に基づき、地域住民・農民と丁寧に対話をしながら進めていくため、2012年から翌年にかけてモザンビークの農村コミュニティ、農民団体等を対象とした50回以上の対話を、2015年には41の会場で公聴会を開催し、対話の努力を重ねてきた。

2017年4月27日に、11名の申立人より国際協力機構(以下「JICA」)の異議申立審査役(以下「審査役」)に対し、本プロジェクト事業に係る異議申立書が提出された。本異議申立書を受け、審査役による、「予備調査(5月17日～7月3日)」及び「本調査(7月4日～11月1日)」が行われ、担当事業部は、審査役に対して、異議申立書での指摘事項について一つ一つ、担当事業部の認識、対応、問題意識、今後の取り組み方針等につき説明を行った(審査役への説明内容の詳細は「事業担当部署提出資料(第1回ヒアリング)¹」参照)。

11月1日に、審査役よりJICA理事長に対し、「モザンビーク共和国 ナカラ回廊農業開発マスターplan 策定支援事業 環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立に係る調査報告書」(以下「調査報告書」)が提出された。調査報告書においては、本プロジェクトに係るJICAの対応等につき、環境社会配慮ガイドライン違反は認められないと判断され、併せて、同ガイドラインの理念に照らし、JICAに対し提言が行われた。

2. 事業担当部署の今後の取組

調査報告書の「JICAの環境社会配慮ガイドライン違反は認められない」との報告に基づき、事業担当部署としては、審査役の提言を重く受け止め、いずれの提言についても真摯に取り組み、これを着実に履行していく。各提言に対する今後の取組は、以下のとおり。

¹ https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/material_170704_01.pdf

提言：

① 情報不足・透明性の欠如を埋める努力の推進

- (1) 申立人は、ヒアリングの場で最後に、「農民が意思決定に関与すること」「協議はコミュニティで行われるべき」という点を強く訴えていたと理解する。こうした点を十分に考慮して、UPCなど現地農民を代表する組織のイニシアチブの下、コミュニティの構成員たる農民に対するヒアリングが適切に行われ、将来の小農の生活基盤の安定と向上のための開発計画において農民のニーズが把握されるよう、JICAは働きかけを続けること。
- (2) JICA自身としても、モザンビーク政府と協力しつつ、これまでの事業を通じて得られた情報や分析結果を積極的に情報開示すると共に、特に申立人が最も警戒感を抱いている土地収奪の問題については、これを回避する仕組みについて、コミュニティレベルに届く形で、より的確な情報提供と理解促進に努めること。

持続可能な農業開発を通じて小規模農家を中心とした地域住民の生計向上に貢献するという観点から、UPCなど現地農民を代表する組織のイニシアチブの下、農民から適切に聞き取りが行われ、小農の生計向上に繋がる農民のニーズが正確に把握されるよう、モザンビーク政府に対し働きかけていく。

また、小農の生活基盤の安定と向上における目に見える成果を含め、これまでの事業を通じて得られた情報や分析結果を、モザンビーク政府と協力しつつ可能な限り開示することにより、現地農民の間で事業内容そのものに対する理解が一層進むよう努める。特に土地収奪を回避する仕組みについて、現地農民に対し、より的確な情報提供と理解促進に努める。

提言：

② 参加型意思決定の手続ルールに基づく議論の促進

- (1) 小農の意見に根差したボトムアップの方式を求める申立人の声に深く配慮し、JICAは、モザンビーク政府が利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続ルールに基づいて議論を深める過程を見届けること。なお、その前提として、ステークホルダーが互いに直接会って話をする有和的姿勢が重要である。
- (2) また、モザンビーク政府からの要望があれば、今後とも必要に応じてマスターPLANに係る議論について協力すること。

審査役の指摘にあるとおり、小農が自ら参加するニーズや意見聴取の機会が求められていることから、利害関係者間で合意できる参加型意思決定の手続きルールに基づき、モザンビーク政府が主体的に議論を深める過程を見届ける。また、モザンビーク政府からの要望があれば、マスターPLANに係る議論について、今後とも必要に応じて協力していく。

③ 提言：モザンビーク政府による適切な取り組み

- (1) JICAは、モザンビーク政府の行動が、申立人らから「強権的」「人権侵害的」と受け取られることのないよう、慎重な配慮がなされるよう引き続き要請すること。
- (2) 更にJICAは、前記①や②について、モザンビーク政府による主体的かつ適切な取り組みが行われるよう協力すること。

審査役の指摘にあるとおり、小農が主体的に参加し自由に意見を出せる場が整えられることにより、信頼関係の醸成が期待されることから、モザンビーク政府に対し、その言動が強権的であるとの印象を与

えたり、人権侵害であると受け取られたりすることのないよう、慎重に配慮するよう引き続き働きかけていく。さらに、前記①や②の実現に向け、モザンビーク政府が主体的かつ適切に取り組んでいくよう、協力していく。

以上

